
役 場 ☎63-2111
教育委員会 ☎63-3046
保健福祉センター ☎63-1311

群馬県子ども会育成団体連絡協議会長表彰受賞



「登坂茂喜様」(指導者・育成者)

去る9月4日(日)前橋市アニバーサリーコートラシーネに於いて、登坂茂喜様が県子育連会長表彰を受賞されました。

登坂様は、高山かるた作成に携わるとともに、作成後も大会実施においてたいへんご活躍されております。さらに、長年にわたる地区の子ども会活動への積極的な取り組み等が認められ今回の表彰となりました。

おめでとうございます。

子育て支援センターのご案内

子育てするなら楽しまなくちゃ♪

子育てサロンで知り合ったお友達や、仲の良いお友達とゆっくり話をしたい時、子育てについて相談したい時、育児に関する情報を知りたい時など、ご自分の好きな時間に、お気軽にご利用ください。

- **開催日** 10月11日から
毎週火・木・土曜日
木曜日はほっと一息。
おいしい手作りのお菓子
又はお漬物と
お飲み物をどうぞ♪
 - **時 間** 午前9時～午後5時
 - **場 所** 交流施設 なごみ
 - **使用料** 無料
- ※「昼食」または木曜日の「お菓子又はお漬物とお飲み物」は100円です。

- ・施設利用の予約は必要ありません。同世代のお子さんをもつお母さん達で一緒にご利用ください。また、おもちゃ等もあるので、お子さんも一緒にどうぞ。
- ・ご希望があれば食改推の方が昼食を用意していただきます。(午前10時までに申し込んでください。)
- ・木曜日は美味しい手作りのお菓子又はお漬物とお飲み物をご用意してお待ちしています。
- ・育児でお悩みがある場合はお気軽にご相談ください。

お問い合わせ：高山村役場住民課
☎0279-63-2111

平成23年度赤い羽根共同募金について

「じぶんの町を良くするしくみ」をメインテーマに、今年も10月1日から12月31日まで全国一斉に募金運動が実施されます。

今日、急速な少子・高齢化が進行する中、住民の福祉に対する意識も変わってきています。

特定非営利活動法人(NPO法人)やボランティア団体の活動にみられるように、地域の住民みずからが主体的に社会福祉の課題に取り組む試みが増えており、地域における民間社会福祉活動が活発になってきています。

このような状況のなかで、共同募金運動は、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「福祉コミュニティ」づくりを実現する活動を、住民相互のたすけあいを基調として財政面から支援し、地域福祉の充実と発展を推進する役割を担っています。

つきましては、経済状況が大変厳しい昨今ではありますが、本運動の趣旨をご理解のうえ、募金にご協力くださいますようお願いいたします。

役場 住民課

中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ

10月から「子ども手当」が変わります!申請をお忘れなく!!

(これまで子ども手当を受け取っていた方も含め全ての方が申請が必要です。)



10月分からの支給額は以下のように変わります。

【手当の月額】(平成23年10月分～平成24年3月分)

- ・ 0歳～3歳未満 : 15,000円 (一律)
- ・ 3歳～小学校修了前 : 10,000円 (第3子以降は15,000円)
- ・ 中学生 : 10,000円 (一律)

※10月分～1月分の手当は平成24年2月に、2月・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。

また、これまでと支給対象となる方が変わる場合があります。詳しくは、「一問一答」をご覧ください。

申請が必要です

10月分からの子ども手当を受け取るためには、支給対象となる方かどうか審査しますので、これまで受け取っていた方も含め、対象のお子さんを持つ全ての方は、お住まいの市町村へ申請をしてください。(※公務員の方は勤務先へ申請)

平成24年3月末までに申請をすれば、10月分からの手当を受け取ることができます。

ご注意ください!

以下の方は速やかに申請して下さい。(3月までに申請しても遡って受け取れません。)

- ・ 10月以降に他の市町村へ転居した方
- ・ 10月以降にお子さんが生まれた方

10月以降に他の市町村へ転居した方は、転出した日(転出予定日)の次の日から、10月以降にお子さんが生まれた方は、お子さんが生まれた日の次の日から数えて15日を経過するまでに必ず申請してください。

子ども手当 一問一答

10月から子ども手当について説明します。

- Q1 どうして現在子ども手当を受給している人も申請をするのですか？
- A1 新しい法律により支給要件等の変更が行われたことから、改めて支給の対象となるかどうかを確認する必要があります。
- なお、今までの子ども手当や児童手当は、毎年6月に「現況届」の提出が必要でしたが、平成23年6月は提出を求めず、受給者の方の負担軽減を図っていたこともあり、今回、支給対象となるお子さんを持つ全ての方から申請をしていただくことになりましたので、ご理解のほど、よろしくお願い致します。
- Q2 子どもが海外に住んでいる場合は子ども手当をもらえないのですか？
- A2 お子さんが海外に住んでいる場合は、原則として子ども手当を受け取ることはできません。ただし、お子さんが海外の学校に留学している方は、子ども手当を受け取ることができる場合があります。
- Q3 子どもが児童養護施設などに入所している場合は、子ども手当はもらえますか？
- A3 お子さんが児童養護施設などに入所している場合は、原則として入所している施設の設置者等が子ども手当を受け取るようになります。
- Q4 保育料や学校給食費などを子ども手当から差し引くことを聴きましたが？
- A4 市町村の判断により、10月からは、子ども手当から保育料を差し引くことが可能となります。また、同意していただいた方については、学校給食費などを差し引いて子ども手当を支給することができますようになります。

お問い合わせ先 高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111



厚生労働省・都道府県・市町村

学校給食を食べてみませんか！

給食を食べながら 考えましょう 語り合しましょう
子どもたちの食と健康を！ 学校と家庭そして地域で！

- 日 時 平成23年10月31日 (月)
12時から1時
- 場 所 高山小学校 1階 会議室
- 費 用 260円 (当日集金します)
- 申し込み 高山小学校 教頭 (小倉) まで
電話 (63-2001) でお申し込みください。
- 締め切り 10月26日 (水) まで
※先着20名とさせていただきます。

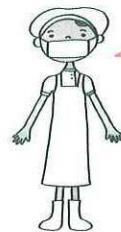
※事前に食材の準備をする都合上、欠席すると代わりの方の出席をお願いするか代金をいただくこととなりますがよろしくお願い致します。

予定献立

- ・ ご飯
- ・ 牛乳
- ・ にじますのから揚げ
- ・ じゃがいものそぼろ煮
- ・ 磯辺和え
- ・ くだもの

箱島湧水で育った小さめのにじますを、頭や骨ごとから揚げにします。じっくり低温で揚げるので、頭からしっぽまで食べられる人気メニューです。日本人はカルシウムが不足しがちですので、しっかりカルシウム補給をしてください。

どなたでもご参加いただけますので、お気軽におこしください。



お知らせ

1時から2時まで『校長室開放』を実施していますので、お気軽にお出かけ下さい。

第2回飼い犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

平成23年度第2回目の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記のとおり実施しますので、生後91日以上で今年度の狂犬病予防注射を受けていない犬を飼っている方は、最寄りの会場へお出かけください。

また、飼い犬の登録済みの方には別途個別の実施通知を配布しますので、**通知書を会場へ持参**くださるようお願いいたします。

期日	会 場	時 間	会 場	時 間
10月 21日 (金)	火の口公民館	9:00～ 9:10	五領公民館	13:00～13:10
	農協旧尻高支所	9:20～ 9:30	新田地区集会所	13:20～13:40
	北之谷住民センター	9:40～ 9:50	本宿公民館	13:50～14:10
	基幹集落センター	10:00～10:20	原住民センター	14:20～14:40
	関田住民センター	10:30～10:40	梅沢集会所	14:50～15:00
	役原地区住民センター	10:50～11:00	茶屋ヶ松集会所	15:10～15:20
	高山村役場	11:10～11:30		

☆手数料

・注射のみ (登録済みの犬) 注射料 3,300円

・登録と注射 (登録の済んでいない犬) 登録・注射料 6,300円

☆犬の登録・狂犬病予防注射を受けないと、狂犬病予防法の規定により罰せられることがあります。

☆犬は、必ずつないで飼い、放し飼いは絶対にしないで下さい。

☆運動中の犬の糞は、飼い主が責任を持って片づけて下さい。

☆不要犬は、第2・第4火曜日 (午前11時まで) に吾妻保健福祉事務所へ持参して下さい。

・処理料 生後60日以上 1,000円、生後60日未満 300円

☆飼い犬が死亡した場合、役場住民課までお知らせください。

☆動物病院等で狂犬病予防注射を受けた方にも通知書が届く場合がありますが、本年度の予防注射を受けた方は受けなくてください。

～ 11月の身体障害者巡回相談について～

身体障害者及びそのご家族の皆さんへ
群馬県心身障害者福祉センターが巡回相談を下記のとおり実施します。
相談はすべて予約制です。

- 日 時 平成23年11月2日（水）
受付は午前10時から12時まで
- 場 所 中之条町保健センター（中之条町役場となり）
- 実施科目 整形外科、在宅訪問診査
- 相談内容 身体障害者に関する各種の相談
補装具、自立支援医療（更正医療）給付要否判定等

- 当日持って来ていただくもの
○印鑑 ○身体障害者手帳

相談希望者の方は10月25日（火）までに高山村役場 住民課 障害担当まで予約申込みをしてください。

※障害が重い等の理由により巡回相談の会場に来所することができない方については、ご自宅に訪問することもできますので、同様にご相談ください。

問い合わせ先 高山村役場 住民課 障害担当
☎0279-63-2111（内線63）

吾妻養護老人ホーム ボランティア募集について

吾妻養護老人ホームでは、ボランティアを募集しています。

- ◆内 容 ・介助補助（食事・話し相手・レクリエーション等） ・楽器演奏（三味線・大正琴・ギター等）
・踊り（フラダンス・日本舞踊等） ・その他（草刈り・草むしり・清掃等）

- ◆場 所 ・吾妻養護老人ホーム
- ◆時 間 ・午前9時～午後4時位の間
- ◆募集期間 随時
- ◆申込み・問い合わせ先

吾妻広域町村圏振興整備組合 吾妻養護老人ホーム 高山村大字中山6858-24
☎0279-63-2304 担当者：大木・齋藤



平成23年産米食味値検査を実施します

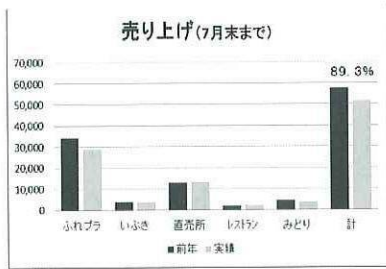
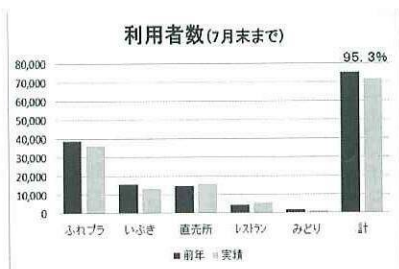
食味分析計による食味値検査を下記のとおり実施いたしますので、希望する方は期間中に役場農政課へお越しください。

実施期間：10月5日から10月7日・10月12日から10月14日
10月26日から10月28日までの9日間

時 間：午前9時から午後12時及び午後1時から午後4時まで

検査対象：平成23年産米の玄米及び精米
※玄米での検査のほうが正確な結果が出ます。
ミルキープリンセス等のいわゆる低アミロース米は、検査できますが、正確な数値が出ませんので、予めご了承ください。
上記期間以外に検査希望の方は役場農政課へ予めご連絡をお願いします。

指定管理者から



10月を迎え、冬が間近に迫ってきました。大震災、ゲリラ豪雨等自然災害多発の中にもかかわらず、いつも指定管理施設を多くの方にご利用いただきありがとうございます。4月からまかされた施設も8月の正念場を越し年間を通じた利用者の傾向が出てきました。グラフは7月末時点のものですが、平成22年度に比べて、利用者は前年度の同時期比95.3%と大きくはへこんでいません。しかし、売り上げは90%を切り、俗に言う「財布のひもが固く」なったようです。

高山村観光施設指定管理者
(株)ワクワクたかやま



こんなとき こんな届け出が必要です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する公的年金制度です。加入者（被保険者）は、就職したときや退職したときをはじめ、次のような機会ごとに届出が必要になります。

- **第1号被保険者（自営業者や学生など）が、**
就職して厚生年金や共済組合に加入したとき
↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。
結婚、配偶者の就職、本人の収入減などにより、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき
↓配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出をします。
- **第2号被保険者（会社員や公務員など）が、**
退職したとき
↓本人が市役所・町村役場へ届け出をします。
退職して、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき
↓配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出をします。
- **第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）が、**
就職して厚生年金や共済組合に加入したとき
↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。
本人の収入増、配偶者の退職、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき
↓本人が市役所・町村役場へ届け出をします。
必要な届け出を忘れてそのままにしておくと、将来年金が受けられなくなったり減額されたりする場合があります。ご注意ください。

くわしくは年金事務所にお問い合わせください。
・渋川年金事務所 国民年金課 ☎0279・22・1607

10月17日(月)～23日(日)は行政相談週間です

行政相談週間は、行政相談制度の理解を深めていただき、その利用の促進を図るために、総務省が定めたものです。

総務省では、住民の皆様の身近な相談相手として、民間の有識者の方を行政相談委員に委嘱し、道路、登記、農地転用、年金、郵便など役所の仕事についての苦情や意見・要望等に関する相談に応じています。

村では、行政相談週間行事として、村の心配ごと相談と人権相談と合同で、次により特設行政相談所を開設いたします。

日時 10月17日(月)
午後2時～午後4時まで

場所 高山村役場会議室
相談は無料で秘密を守りますので、相談のある方はお気軽にお出かけください。

あたたかい善意のご寄付 ありがとうございました

高山村社会福祉協議会に尊い寄付金が寄せられました。
このご好意をありがとうございます。頂戴し、村の福祉活動事業のために有効に使わせていただきます。

〇〇 双松寺様
〇〇 鳥羽光夫様

納税等 ★印が10月に納めていただく税等です。

	村民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	医療保険料	後期高齢者使用料	上下水道
4月			●					
5月		●						●
6月	●							
7月		●		●	●	●	●	●
8月	●			●	●	●	●	●
9月				●	●	●	●	●
10月	★	★		★	★	★		
11月				●	●	●	●	●
12月				●	●	●	●	●
1月	●	●		●	●	●	●	●
2月				●	●	●	●	●
3月				●	●	●	●	●

税金は 社会を支える あなたの会費

人口と世帯数 (9月1日現在)

人口	4,010人 (+10)
男	1,954人 (+2)
女	2,056人 (+8)
世帯数	1,320世帯(+7)

※()内は、前月との比較

※掲載を希望しない方は届出の際に申し出て下さい。



平成23年8月15日から
平成23年9月14日まで
の高山村役場届出